

議 第 7 号

中山間地域における農業支援の充実  
を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 あ て  
財 務 大 臣  
農 林 水 産 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

中山間地域における農地は、中小・家族経営体や自給的農家等によって管理されており、全国の耕地面積・農業産出額の約4割を占めるなど、食料を安定的に供給する基盤であるだけでなく、農地・農村の有する自然環境や国土の保全等の多面的機能について、国民は広く恩恵を享受している。

しかしながら、中山間地域は、農業従事者の高齢化や農業の担い手不足が特に深刻であるだけでなく、傾斜地等の自然条件の不利な地域も多く、農地の集積・集約化が難しいという特徴があることから、将来的に農地面積の縮小に伴う農作物の生産減少や耕作放棄地の増加等が懸念されている。

現在、国内で食料安全保障の確立が求められている中、中山間地域において条件不利地域等の農地を最大限に維持することが重要であり、新たな担い手の確保や農地等の保全管理に向けた取組、地理的条件に応じた国内需要の高い作物の生産性向上等、中山間地域における持続可能な営農への支援が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、中山間地域における農業従事者が安定的な農業生産活動を行い、農業・農地の多面的機能を維持・発揮していくため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 農業の担い手不足が続く中山間地域において、経営の規模や形態にかかわらず、幅広い人材の確保・育成を進めるなど、人材確保対策の充実・強化を図ること。
- 2 農地法面の整備や農道の路面維持等、中山間地域における地域資源の保全管理を維持する取組に対し、必要な予算を確保すること。
- 3 国内農業生産を安定的に確保するため、中山間地域の不利な条件を踏まえて、戦略作物の生産性向上に向けた支援の一層の充実を図ること。